

社会福祉法人長野市社会福祉協議会基準該当短期入所生活介護事業所運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会基準該当短期入所生活介護事業所設置規程（以下「規程」という。）に基づき設置する基準該当短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、基準該当短期入所生活介護事業及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(運営の方針)

第2 事業所は、高齢者等が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また介護予防対象者においては、介護予防を目的として入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(定員及び居室の区分)

第3 事業所ごとの定員及び居室の区分は、次のとおりとする。

事業所名	定 員	従来型個室	多床室
鬼無里介護サービスセンターやすらぎ	9 人	—	2 室（9 床）
大岡介護サービスセンターことぶき荘	9 人	9 室（9 床）	—

(職員の職種、職務内容及び人数)

第4 事業所ごとに次に掲げる職員を置き、それぞれ掲げる職務を行う。ただし介護員の人数については、平均的利用者数により指定基準に基づき減ずることができるものとする。

職 種	職務の内容	人 数	
		やすらぎ	ことぶき荘
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 人（通所介護事業所と兼務）	1 人（通所介護事業所と兼務）
医 師	利用者の緊急対応として連絡体制を確立する。（協力医療機関の医師に委嘱）	1 人 長野市国民健康保険鬼無里診療所を協力医療機関とする。	1 人 長野市国民健康保険大岡診療所を協力医療機関とする。
生活相談員	利用の申し込みに関わる調整、基準該当短期入所生活介護計画の作成を行うとともに自らも介護の提供に当たる。	1 人以上	1 人以上
介護員	基準該当短期入所生活介護の提供に当たる。	常勤換算で 3 人以上	常勤換算で 3 人以上
機能訓練指導員	利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訓練を行う。	1 人以上	1 人以上

(身分証明書等)

第5 職員は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が発行する身分証明書を携行しなければならない。

2 職員は、利用者等に身分証明書の提示を求められたときは、提示しなければならない。

3 職員は、事業所内において利用者が視認できる位置に名札を着用するものとする。

(サービスの内容)

第6 事業所が利用者に提供するサービスは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活指導 相談援助等

(2) 機能訓練 日常動作訓練

(3) 介護サービス 離床、着替え、移動や排泄の介助、見守り等のサービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎サービス

(7) 給食サービス

(8) 入浴サービス

(サービスの提供日及び時間)

第7 サービスの提供は、毎日（無休）とする。

2 社協が必要と認める場合は、臨時に休業することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8 通常の事業の実施地域は、長野市の区域とする。

(サービスの利用方法)

第9 事業所のサービスを利用しようとする者は、社協とサービス利用契約を締結するものとする。

2 事業所は、サービス利用契約を締結するに当たり、事前に利用者又はその家族に対してサービス提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

3 事業所は、サービス提供計画の作成に当たっては、ケアマネジャー等利用者へのサービス提供に関し必要な者及び関係する機関等と連携し必要な調整を行うものとする。

(サービスの料金及び利用料)

第10 サービスを提供する場合の料金（以下「サービス料」という。）は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）により算定した費用の額、長野市長が定める基準により算定した費用の額又は厚生労働大臣が定める基準を基に会長が別に定める基準により算定した費用の額とし、利用者がサービスを利用するために負担する料金（以下「利用料」という。）は、事業が法定代理受領サービスであるときは、各自の負担割合証の額とする。ただし、法定代理受領以外のサービスの利用料については、サービス料の額とする。

(利用料等の負担軽減)

第11 利用料及びその他利用者が負担する費用（以下「利用料等」という。）について、保険者（介護保険の保険者をいう。）又は社協による利用料の負担軽減制度の対象に利用者が該当する場合は、それぞれ定められた利用料等に負担軽減する。

2 社協は、利用者が前項の負担軽減制度の対象者となる場合は、必要となる手続等について支援を行うものとする。

(その他利用者が負担する費用)

第12 サービスの提供に関し必要となる次の各号に掲げる費用は、当該各号に掲げる額を利用者が負担する。

(1) 滞在費 1日当たり 従来型個室 1,300円 多床室 1,000円

(2) 食事の提供にかかる費用 1食当たり 朝食 430円、昼食 760円、夕食 760円

(3) 洗濯に要する費用 1回当たり 400円

(4) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を提供した場合の交通費 送迎場所と事業所との移動距離 1km当たり 10円で換算した額

(5) 記録の複写物等の交付に要する費用 交付する複写物 1枚につき30円

(6) 前各号に規定するもののほか、日常生活において通常必要となるものにかかわる費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

(キャンセル料)

第13 利用者が、正当な理由(病状の急変その他の緊急やむを得ない事情がある場合等)がなく、サービスの提供予定日の前日午後5時までに利用の中止の連絡をしない場合には、社協はキャンセル料の請求ができるものとする。

2 キャンセル料は、サービス料の金額を上限として社協が必要と認める額及び食事の提供にかかる費用相当額(給食が予定されていた場合に限る。ただし、食事数の減の手配が間に合ったときを除く。)とする。

(利用者への説明)

第14 事業所は、サービスの利用方法及び利用者が負担する費用等の事項について、サービスの提供を行う前に利用者又はその家族に対して説明を行うものとする。

2 利用者が負担する費用については、利用者の了解を文書で受けなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第15 職員は基準該当短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第17 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を徹底するとともに定期健康診断等を実施するものとする。

- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止のための措置)

第18 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第19 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 3 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等をするときは、あらかじめ利用者、契約者及び代理人に利用者の身体的拘束等に至る経緯を十分に説明し、同意を得るものとする。

- 4 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準該当短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第21 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第22 社協は、全ての介護業務に従事する職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(補則)

第23 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成17年4月1日公布）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日公布）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日公布）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。